

兵庫県高等学校文化連盟 自然科学部規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本専門部は、兵庫県高等学校文化連盟自然科学部と称する。

(目的)

第2条 本専門部は、各高等学校における自然科学分野の活動の育成と振興を図るとともに相互の連携と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本専門部は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校における自然科学系部活動及び同好会活動等の育成・振興に関すること
- (2) 自然科学の教育活動に関する調査・研究、及び研修会・講演会等の開催
- (3) 全国高等学校総合文化祭、近畿高等学校総合文化祭及び兵庫県高等学校総合文化祭に関すること
- (4) 関係諸団体との連絡に関すること
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本専門部は、兵庫県高等学校文化連盟に加盟する学校の自然科学系部活動(同好会等を含む)顧問教職員及び本専門部の目的に賛同される教職員を委員として組織する。

2 本専門部は次の支部を置く。

神戸・阪神・丹有・東播磨・西播磨
但馬・淡路

第2章 役員

(役員)

第5条 本専門部は、次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 若干名
- (3) 委員長 1名
- (4) 副委員長 若干名
- (5) 常任委員 若干名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は委員の中から次の方法によって選出する。

- (1) 部長、副部長は常任委員会において推挙し、決定する。
- (2) 委員長、副委員長、会計、監事は常任委員会において常任委員の中から選出する。委員長は前年度の常任委員会において決定する。
- (3) 常任委員は、各支部において委員の中から協議により選出する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 部長は本専門部を代表し、業務を統括する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員長は常任委員会の決議に基づき専門部の事務を執行する。また、兵庫県高等学校文化連盟自然科学専門部の理事を兼任する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(5) 常任委員は専門部の企画・運営に当たる。

(6) 会計は、会計事務に当たる。

(7) 監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは必要により補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

3 役員の辞任又は任期満了の場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第9条 本専門部は顧問を置くことができる。

2 顧問は常任委員会の推薦により、部長が委嘱する。

3 顧問は部長の諮問に応じる。

第3章 会議

(会議)

第10条 次の会議を行う。会議はすべて部長が召集する。

(1) 定例委員会

(2) 常任委員会

2 会議の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

(定例委員会)

第11条 定例委員会は年1回開く。

2 議長は副委員長がこれに当たる。

3 次の事項を審議し決定する。

(1) 規約の制定及び改正

(2) 予算及び決算

(3) 事業報告及び事業計画

(4) その他の本専門部の事業運営に関する事項

第12条 常任委員会は必要に応じて部長が召集する。

2 次の事項を審議する。

(1) 定例委員会から委任された事項

(2) 事業の運営・執行に関する事項

(3) その他の本専門部の事業運営に関する事項

第4章 会計

(経費)

第13条 本専門部の経費は、兵庫県高等学校文化連盟からの配分金、加盟登録料、参加料、補助金及び寄附金をもって充てる。

2 加盟登録料は、1団体ごとに納入するものとし、その額は前年度の定例委員会で承認されたものとする。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、会計年度初めから予算決定に至るまでの収支は部長の承認を経て執行するものとする。

(事務局)

第15条 本専門部の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は委員長の所属する学校に置く。

付 則

1 この規程は、平成21年11月8日より施行する。

2 平成27年9月10日、第13条を改定

3 平成29年8月31日、第5条, 第6条(2)を改定

兵庫県高等学校文化連盟自然科学部 登録及び大会出場規程

1 本専門部に関わる全てに共通する参加規定

- (1) 本専門部に参加することができる団体は以下の①～③のすべてを満たす団体とする。
 - ① 高等学校学習指導要領に準じ、各校の教育課程外の学校教育活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われている活動である。
 - ② 自然科学に対する探究、普及及び環境保全活動を目的として活動している。
 - ③ ①, ②を踏まえて、各校の生徒会及び学校長が認めている。
- (2) 一つの行事について同一生徒が複数の団体を兼ねて発表することはできないこととする。

2 県総合文化祭における口頭発表部門の出場規定

- (1) 口頭発表へ出場する資格は前項 1 (1) 及び以下の①, ②を両方満たす団体にあり、発表は1団体につき1件とする。
 - ① 実施年度当初に兵庫県高等学校文化連盟に各校より部として届けられている団体
 - ② 実施年度の5月末日までに自然科学部へ部として、登録を完了した団体
- (2) 同一校から同一分野への複数団体の出場は認められない。
- (3) 一校あたりの最大出場数は大会の運営に支障が出ない範囲とし、その数は、実施年度の有資格団体数を踏まえ、各年度の第1回常任委員会で決定する。
- (4) 口頭発表に出場する団体は必ずポスター（パネル）発表部門にも出場し、その内容を含めることとする。
- (5) 発表及び審査要領については全国大会の規定をもとに、各年度の常任委員会で決定する。
- (6) 二段階以上の選抜を行う場合、本選への出場基準及び表彰基準は実施年度の定例委員会（顧問総会）で決定する。
- (7) 上位の大会への予選を兼ねる場合は、その上位の大会が開催される前年度の定例委員会（顧問総会）で選抜方法を決定し、推薦基準は常任委員会で決定する。

3 県総合文化祭におけるポスター（パネル）発表部門の出場規定

- (1) ポスター（パネル）発表へ出展する資格は前項 1 (1) を満たし、以下の①, ②のいずれかを満たす団体にあり、1団体につき1件とする。
 - ① 口頭発表へ出場する資格を持つ団体
 - ② 実施年度の5月末日までに自然科学部へ同好会として登録を完了した団体
- (2) 一校あたりの最大出場数については大会の運営に支障が出ない範囲とし、その数は、実施年度の有資格団体数を踏まえ、各年度の第1回常任委員会で決定する。
- (3) 口頭発表に出場する団体は必ずその内容を含めることとする。

- (4) 審査・表彰の基準は実施年度の定例委員会（顧問総会）で決定する。
- (5) 上位の大会への予選を兼ねる場合、その上位の大会が開催される前年度の定例委員会（顧問総会）で決定し、推薦基準は常任委員会で決定する。

附則

- 1 この規程は、平成28年は移行期間とし、平成29年4月1日より完全施行する。